

## 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

### 【背景と趣旨】

現在の鈴鹿亀山地区広域行政圏計画（以下「本計画」という。）は、平成20年度から平成29年度までの10カ年を計画期間とし、平成24年度に前期の5カ年が終了しました。

その中で、本計画の策定根拠となる、国において平成12年度に制定された「広域行政圏計画策定要綱」が、昨今の社会経済構造の変化、人口の減少と少子高齢化の進行、また市町村合併の進展などにより、当初の役割を終えたものとして平成21年3月をもって廃止されました。このことにより、国の要綱に基づいて策定している本計画はその根拠を失った状態となっています。

また、全国の広域行政団体においては、国の要綱の廃止に伴い、広域行政圏計画の策定団体は減少の傾向にあり、県内の広域連合に限れば、8広域連合中、計画を策定しているのは、本広域連合のみとなっております。

このような昨今の国及び他の広域連合等の動向を勘案し、この前期5カ年の検証の結果、本計画は継続しないこととし、平成25年度をもって本計画を廃止することといたします。

このことから、鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更に伴い鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更を行うものです。

### 【今後の事務処理】

現在広域連合で進める、介護保険事業、消費者行政、2市間の連絡調整などの事務処理は、別途地方自治法で策定が義務付けられている「鈴鹿亀山地区広域連合広域計画」（平成22年度から26年度までの5カ年計画）に位置付けられていることから、広域計画に一元化し、広域的な事務処理を進めます。

### 【今後の事務手続】

本計画の廃止の手続については、亀山市、鈴鹿市の12月議会において、広域連合規約の変更に関する協議議決、広域連合規約の変更にかかる三重県の許可、広域連合議会における広域計画の変更議決を経て、平成26年3月末をもって廃止いたします。

鈴鹿亀山地区広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業の実施に関する事務</p> <p>(2) 消費者行政に関する事務略</p> <p>(3) 公共施設の相互利用における調整に関する事務</p> <p>(4) 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関する事務</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) 介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 消費者行政に関すること。</p> <p>(3) 公共施設の相互利用における調整に関すること。</p> <p>(4) 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関すること。</p> <p>(5) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) <u>広域市町村圏計画の策定に関する事務</u></p> <p>(2) <u>広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事務</u></p> <p>(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業の実施に関する事務</p> <p>(4) 消費者行政に関する事務</p> <p>(5) 公共施設の相互利用における調整に関する事務</p> <p>(6) 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関する事務</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) <u>広域市町村圏計画の策定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) 介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 消費者行政に関すること。</p> <p>(5) 公共施設の相互利用における調整に関すること。</p> <p>(6) 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関すること。</p> <p>(7) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p>

改正後	改正前										
別表（第17条関係）	別表（第17条関係）										
1 第4条第1号に係る経費	1 第4条第1号、第2号及び第4号から第6号までに係る経費										
<table border="1"> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td>人口割（国勢調査人口）</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td>高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> </table>	均等割	10%	人口割（国勢調査人口）	45%	高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）	45%	<table border="1"> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>人口割（国勢調査人口）</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> </table>	均等割	30%	人口割（国勢調査人口）	70%
均等割	10%										
人口割（国勢調査人口）	45%										
高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）	45%										
均等割	30%										
人口割（国勢調査人口）	70%										
2 第4条第2号から第4号までに係る経費	2 第4条第3号に係る経費										
<table border="1"> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>人口割（国勢調査人口）</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> </table>	均等割	30%	人口割（国勢調査人口）	70%	<table border="1"> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td>人口割（国勢調査人口）</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td>高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> </table>	均等割	10%	人口割（国勢調査人口）	45%	高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）	45%
均等割	30%										
人口割（国勢調査人口）	70%										
均等割	10%										
人口割（国勢調査人口）	45%										
高齢人口割（国勢調査65歳以上人口）	45%										